

平成31年度 桶川中学校 部活動方針

1. 目的

部活動を通し生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る。

- ・仲間とともに自主的・自発的な活動を行うことで、喜びや生きがいを持ち、学校生活を豊かで充実したものにする。
- ・学級や学年を離れた集団の中で、豊かな人間性や社会性を育む。

2. 基本方針

- (1) 心身のたくましさや良好な人間関係の醸成
- (2) 人としてのルールやマナーの体得

3. 適切な指導の実施

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 生徒の実態に応じた適切な指導を実施する。
- (3) 「運動部活動での指導のガイドライン」(健康管理、事故防止、体罰、ハラスメントの根絶の徹底等)に基づいた指導を実施する。
- (4) WGBT 指数(湿球黒球温度) 31℃以上での運動は禁止とし、熱中症予防に努める。

4. 設置部・活動場所

部活名	顧問	活動場所	会議場所	部員数				外部指導者
				1年	2年	3年	計	
野球		校庭						
サッカー								
ソフトボール								
陸上競技								
男子ソフトテニス		外コート						
女子ソフトテニス								
男子バスケットボール		体育館 外コート						
女子バスケットボール								
男子バレーボール								
女子バレーボール								
女子バドミントン		体育館						
男子卓球								
剣道								
水泳		スイミングスクール						
(駅伝)		校庭						
吹奏楽		音楽室	第一音楽室					
美術		美術室	第一美術室					
家庭		被服室	被服室					
パソコン		PCルーム	PCルーム					

5. 活動日・活動時間

【活動日】 ①月～金の放課後（水曜日は部休日）

②土・日のいずれか * 祝日や振休の活動に関しては顧問判断とし、校長の許可を得る。

【活動時間】 1日の活動時間

・原則平日は長くとも2時間程度とする。

・原則休業日は3時間程度とする。（学期中の休日も含む）

※但し、練習試合等については学校数やチーム数を考慮した上で、活動時間を設定する。

※中間テスト5日前および期末テスト7日前は原則として部活動停止とする。

※短時間でも効果が得られる安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的な活動ができるよう工夫する。

6. 活動時刻

(1) 朝練習 7:30～8:10（7:15以降に登校） ※下記「8. 朝練習について」参照

(2) 放課後 部活動終了時刻内に活動を行う。

	通常の課業日		給食のない日	
	部活動終了時刻	完全下校時刻	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月	17:45	18:00	17:00	17:15
5～7月	18:00	18:15	17:00	17:15
8・9月	17:45	18:00	17:00	17:15
10月	17:00	17:15	17:00	17:15
11・12月	16:45	17:00	16:45	17:00
1月	17:00	17:15	17:00	17:15
2月	17:15	17:30	17:00	17:15
3月	17:30	17:45	17:00	17:15

※各顧問が下校時刻を意識した活動を徹底する。

※終業式・修了式の日は16:00完全下校とする。

7. 休養日

週当たり2日以上とする。

①基本的に水曜日を部休日とする。

②土日のいずれかを休養日とする。

※特性や実態により活動を行う必要がある場合は、年間を見通した視点で①②と同数の休養日となるように設定する。

※各部員の状況等を踏まえ、生徒・保護者の理解を得られるように設定する。

8. 朝練習について

(1) 年間を通じて原則行わない。

(2) 各種大会（市内大会以上）、コンクール等の1か月前より校長の許可を得て、顧問の裁量により行うことができる。

(3) 儀式の日の朝練習は行わない。

9. 延長練習

新人戦で県大会に出場する部は 30 分間の延長練習を校長の許可のもと可とするが、保護者に了承を得ること。

※吹奏楽部のアンサンブルコンテスト（11月中旬）も同様とする。

10. 休日の活動

- (1) 毎月の活動計画を校長に提出し、活動を行う。
- (2) 顧問の指導のもとで活動を行う。顧問が来る前に準備や練習を行わない。
- (3) 外部コーチのみの活動、生徒のみでの自主練習は認めない。
- (4) 部室等のカギの管理は顧問が責任を持って行う。
- (5) 開錠は職員玄関のみとする。やむを得ず開錠する場合は顧問が施錠の最終確認を行う。
- (6) 給食室前の通路は使用しない。
- (7) 顧問は生徒の下校を確認してから帰宅する。

11. 長期休業日の活動

- (1) 校長の指導のもと、長期休業中の各部の活動予定一覧を作成し生徒に配布する。
- (2) 夏季休業中は各部に水やり当番を割り当て、花壇の水やりを行う。
- (3) 8月13～16日、年末年始の6日は原則部活動停止期間とする。

12. 対外試合

- (1) 年間の予定を過度な負担にならないように参加する大会・コンクール等の適正な回数を設定する。
- (2) 顧問が引率する。その際、引率届を事前に校長へ提出する。
- (3) 校外へ行く場合の服装は制服かジャージ、ユニフォームとする。
- (4) 自転車を利用する場合、雨天時は必ずレインコート着用し、傘をさして乗らない等、交通ルールを遵守する

【準公式戦】 市内大会 招待試合 記録会 その他

【練習試合】 休日及び長期休業中を利用して行う。他校との交渉は顧問が行う。

13. 公式試合

【運動部】 学校総合体育大会、新人体育大会、通信陸上競技大会

【文化部】 吹奏楽部コンクール、アンサンブルコンサート

14. 入部・退部・転部

入部・退部・転部の際には次の手続きを行う。

①入部

毎年各学年ともに部編成を行い、「入部届」を提出する。

②退部・転部

顧問または担任と相談し、保護者と話し合った上、「退部届」または「転部届」を提出する。

15. 部長会

- (1) 定期的に会議を開催し、各部活動の規律を正していく。
- (2) 完全下校時刻のチェックを行う。
- (3) 学校総合体育大会および新人体育大会の壮行会の企画を行う。

16. P T A部活動育成部

- ・各部一人の理事と副理事を選出する。
- ・部活動育成部活動費として4,000円を集金する。そのうち、1,200円を育成部本部費とし、2,800円を各部活動費とする。
- ・運動部活動においては2,800円のうち100円を中体連県負担金として振り込む。

※1学期中に転部をする場合は、転部前の部から転部後の部に活動費を移動する。それ以降の転部については活動費の移動は行わない。

※転出をする際の部活動育成部活動費の返金を行わない。転入の際は各部活動費を集金する。

17. その他

- (1) 活動は体育時の服装（体育着・ジャージ）及び、各部活動で決められたTシャツやユニフォームで行う。朝練習を行う場合、休日及び長期休業中の登下校は部活動時の服装でよい。
- (2) 雨天等により校舎内で活動する場合、廊下でのランニングや道具を使用しての活動は行わない。
- (3) 運動部の3年生は学校総合体育大会まで活動を行う。それ以降に公式戦に準ずる大会がある場合はその終了までの期間とする。公立入試の合格発表後については、高等学校で同様の部活動に加入する意思のある生徒に限り、顧問及び担任の承諾を得て活動をすることができる。

運動部活動での指導のガイドライン

『運動部活動の在り方に関する調査協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査報告書」より』

【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

- ①殴る、蹴る等
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負担を課す。
 - ・長時間にわたっての無意味な正座、直立等の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身を出来ないように投げたり、参ったと意思表示していたりするにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為や、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ・身体や容姿に係ること、人格否定（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑤特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、身体的負荷を与える。